

第1章 計画策定にあたって

第1 計画策定の趣旨

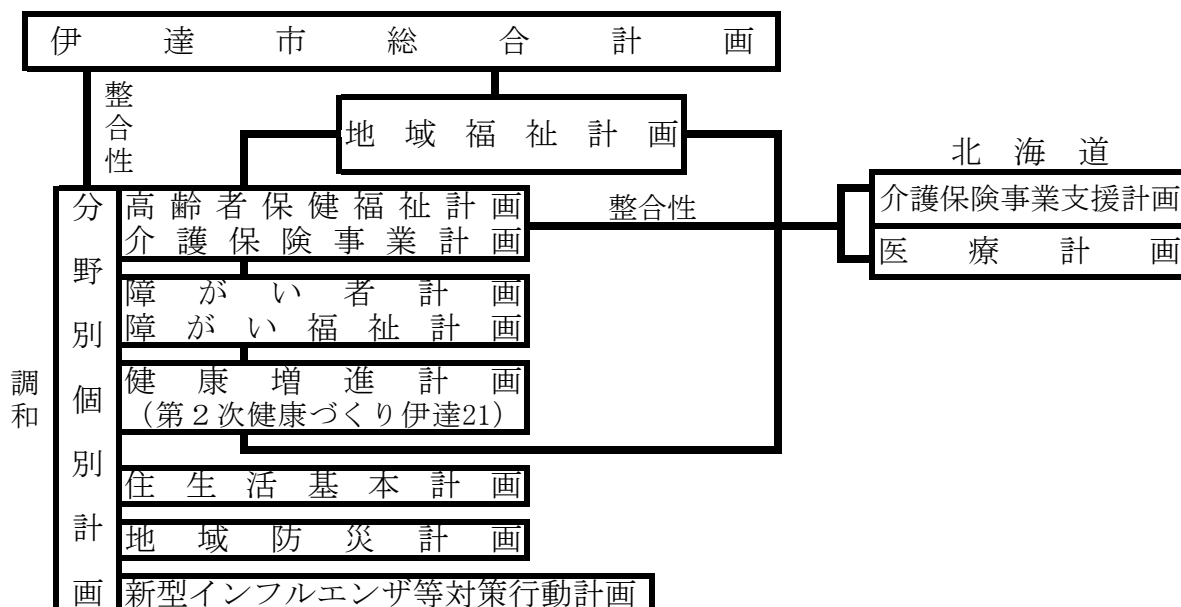
わが国の高齢化は急速に進んでおり、2025年（令和7年）には団塊の世代すべてが75歳以上になるほか、2040年（令和22年）には団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、高齢化はさらに進展していくことが見込まれています。

このような状況の中、国の第6期以降の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は「地域包括ケア計画」と位置づけられ、2025年（令和7年）までの計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとされており、本市においても、関係機関等と連携しながら体制整備を進めてきました。

「第8期伊達市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下「本計画」と言います。）では、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えながら、引き続き地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、高齢者が生きがいをもって生活できるよう、今後3年間の施策展開の基本的な考え方や方策、介護サービス量の見込み等について定めます。

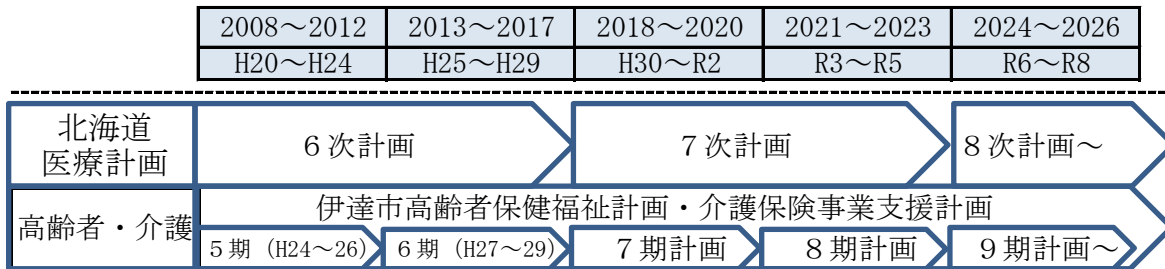
第2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画、介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画として市が作成するものであり、両計画は、整合性を図り連携して事業を推進する必要があることから、一体的に策定するものとします。また、「伊達市総合計画」を上位計画とし、関連する他の計画との調和を保つとともに、北海道介護保険事業支援計画及び北海道医療計画との整合性を図ります。



第3 計画期間

本計画は、3年毎に見直すことが定められており、第8期計画は2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までの計画となります。



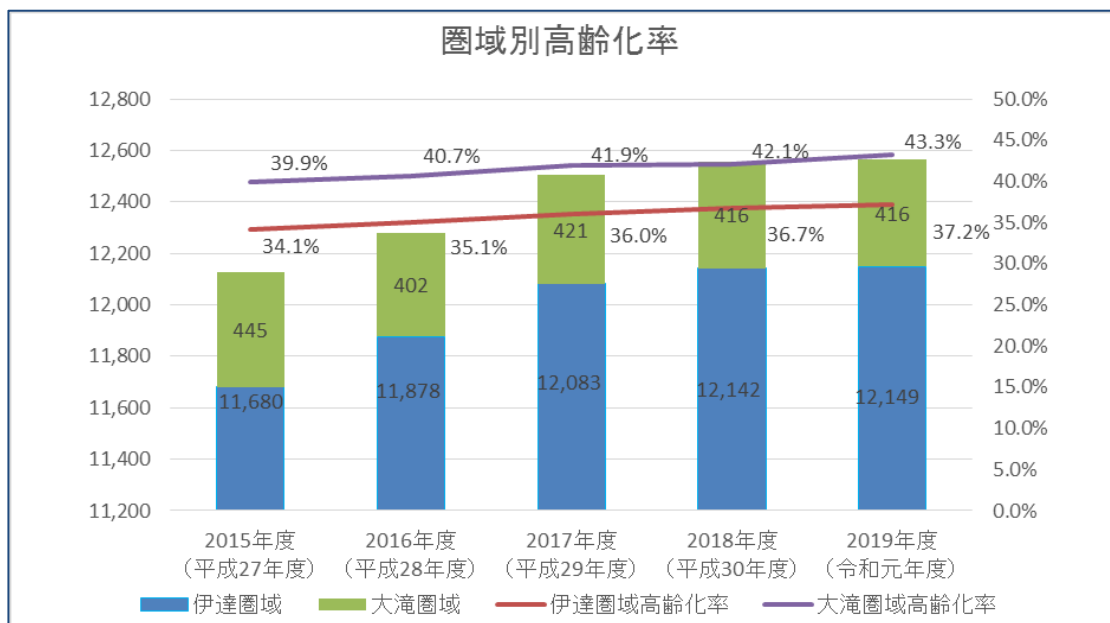
第4 日常生活圏域の設定

第3期計画以降、高齢者の介護を地域で支える基盤整備の圏域として、日常生活圏域を設定しました。

旧伊達市地域は、生活に必要な施設が街中に集約され「コンパクトシティ」として広く知られており、買い物、医療、行政サービス等生活に必要なことのほとんどは街の中心部で済ませている方が大多数である現状となっています。

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況、その他の状況を勘案して、これまでの計画同様、旧伊達市の地域、旧大滝村の地域の2つの日常生活圏域を設定しました。

(単位：人)



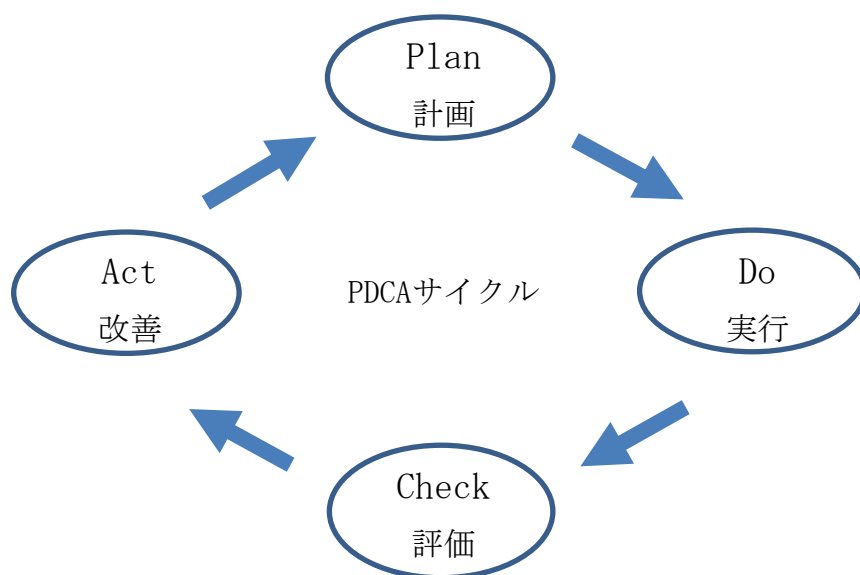
住民基本台帳人口（各年度3月31日現在）

第5 計画策定及び進行管理

計画の策定にあたっては、介護保険事業者等へ調査を実施し、実態及び意向を把握するとともに、庁内関係部局で構成する「伊達市介護保険計画等策定検討会議」及び伊達市介護保険条例第2条に基づき設置された「伊達市介護保険等運営協議会」で審議を行いました。

本計画に基づく事業の実施状況及び目標の達成状況については、毎年度必要な分析をし、実績に関する評価を行い、その結果を介護保険等運営協議会において報告・協議し、事業が円滑に実施されるよう努め、ホームページ等により広く市民に公表します。

なお、高齢者の自立支援や重度化防止の取り組みについては目標に対する実績評価及び評価結果に基づき、本市の取り組み状況を分析し、必要があれば計画の変更を行うなどPDCAサイクルを通じてより効果的な支援策を検討し、次期計画につなげて行くこととします。



第6 被保険者及び介護者の意見反映

65歳以上の第1号被保険者の健康状態や生活実態、ニーズを把握をするため「伊達市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び高齢者の適切な在宅生活の継続と介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的とした「伊達市在宅介護実態調査」を実施しました。また、計画に対する意見を市民に多く募集するためにパブリックコメントを実施しました。

※ PDCAサイクル：事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ

Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。